

**平成29年度
新城市女性議会**

平成29年9月28日 午後1時00分～

新城市議会 議場

議長／中西宏彰

新城市議会副議長の中西です。本日、議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成 29 年度新城市女性議会を開会します。

初めに、穂積市長から挨拶をいただきます。

市長／穂積亮次

新城市長、穂積亮次でございます。

きょうは女性議会開催に当たって、皆さんこのように参加いただきましたこと、応募いただいたことを含めまして、大変心から感謝を申し上げる次第です。

女性議会を新城市で始めまして、3期目ということになりました。大変に1回1回ごと、皆さんの思いの詰まった質問をお聞きし、また、それに対する市の対応を、それぞれとれる範囲でとってまいりました。おかげをもちまして、これまで3期やった中で、幾つかの事業がこの質問を契機に事業が実施されたり、あるいはさまざま見直しが行われたりしてまいりました。

議会は、きょう1日限りではありますけれども、この1日のために費やされた皆さんの御準備、勉強、あるいは様々な方とディスカッション、そしてこの場を終えた後につながるさまざまな皆さんの新たな活動、これらを考えますと、女性議会は1年に一度の開会とはいえ、そこに注がれたエネルギー、また思いというものは、1日の数時間のことではあることのできないものだと思っています。この経験が積み重なっていきますと、女性議会を経験された方、あるいはその周りで皆さんを支えてくださった方々、あるいはまた、その問題意識をじかにお聞きして、市の施策に反映させるべく努めていく私ども行政の職員、さらには傍聴されている皆さん方や、ティーズ等を通じて見ておられる方々、また、この議場をお貸しいただいた新城市議会の皆さん、それぞれいろいろな意味で波及をしていく、大変大きな試みだと思っています。きょうも皆さん方からの質問をしっかりと聞かせていただきながら答弁をするとともに、その中で少しでもよい解決を図れるように、我々も誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、さぞや皆さん、今、緊張の真っ最中だと思いますが、肩の力を抜いていただいて、お気持ちのままにお話しいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

議長／中西宏彰

それでは、これより女性議会の一般質問を行います。

一般質問の通告者は、伊藤紀子議員、金田雅子議員、伊藤真由美議員、原田彩千子議員、星野朱実議員、渥美千春議員、山本いづみ議員、森 智子議員、以上の8人です。

質問の順序は、お手元に配付の一般質問順序表のとおりです。

順次、発言を許可します。

最初の質問者、伊藤紀子議員。

伊藤紀子議員

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

私は、早産により身体・知的の重複障害を持つこととなった息子を 21 年間育ててきました。新城市の障害福祉は、障害者福祉サービス事業所や行政機関との連携がとられており、また現場で直接支援に従事される方々の熱意もあり、多様化、複雑化するニーズに応えながら、大きく成長してきました。その水準は、他の自治体と比べても高いものであると言えます。世の中には、障害者か、これから障害者になるかもしれない人しかいません。私たち親は、今、障害を持つ人たちのためにも、そして、将来において障害を持つこととなる人たちのためにも、これまでと同様に障害者の権利や要望を主張していくことも必要であると思いますが、最近では、それと同じくらい障害を理解してもらう努力も必要だと考えるようになりました。障害者差別解消法などの法律ができただけでは安心して生活していけない現実や、社会の現状を私たち親も認識して、当事者だからこそ伝えられることを伝えることで、誰もが安心して住むことができる地域社会の一部分をつくることができると思います。そのためにも、決して理解の押しつけにならないよう注意しながら、障害の理解啓発活動を進めていきたいと考えています。

そこで、知的障害の理解啓発活動について、質問をいたします。

一つ目。新城市では、現在どのような知的障害の理解啓発活動が行われていますか。

二つ目。当事者、支援団体、事業所、行政機関などが協働し、それぞれの立場から意見を出し合い、楽しく、わかりやすく、創意にあふれた新城版啓発活動をつくり上げることができればと考えていますが、市としての考えはいかがでしょうか。

三つ目。新城市のお出かけ講座に、私たち当事者（この場合の当事者とは、親と障害を持つ本人を含みます）と市の職員の方々と一緒に地域や小中学校への働きかけをしていける、聞く側でなく、伝える側としての市民参加型の講座をつくってもらえることは可能でしょうか。

以上、お願いいたします。

市長／穂積亮次

恒例でありますけれども、第 1 問目は私が、あるいは教育長のほうからお答えさせていただきます。2 問目以降、もし個別の具体的な問題が、あるいは担当課にかかわるようなことがある場合には、担当部長からお答えさせていただきますので、まずは御承知おきいただきたいと思っております。

まず、伊藤議員の 21 年間にわたる息子さんを支えていただいた御苦労、またその中で培われてきたさまざまな人間的な豊かさ等々について、今の御質問を通じて、その片鱗を感じた次第です。世の中には、障害を持つ人と、障害を持つ可能性を持った人しかいない。それは、まさにそのとおりだと思いますし、また今現在、障害を持っていないと考える人間の中にも何がしかの障害というもの、あるいは何かの大きな欠陥というのは必ずあるものでございます。そういう意味で、障害者差別解消法を通じての状態だけではなく、双方の理解を深めることが必要だという御指摘は、全く同感でございます。

そこで、現在、知的障害についての啓発活動を市がどのように行っているかということですが、現在、知的障害を含む障害全般に対する理解啓発活動については、平成 19 年から実施をしております。特にその中心となっているのが、市内の社会福祉法人と共催して行っている市民福祉フォーラムというものを年に一度開催しております。大

変に多様なテーマ、それから非常に貴重な講師等をお招きしながら、毎年講演会はシンポジウムを開催して、私も何度も参加させていただいておりますが、参加をするたびに目を開かされるのがたくさんございます。大体、去年のフォーラムの参加者が約400名でありました。市民の方や事業者、関係者、会場の中で一堂に会して考え合う機会でございます。これらを通じて、障害に対する啓発を努めているところでございます。現在、知的障害に限った、特化した啓発活動というのは行われておりませんが、当然この中で知的障害に関するものも取り上げていきたいと思っておりますし、また、いろいろな御要望、御提案をいただければありがたいと思っております。

それから、2番目の創意にあふれた新城版啓発活動という御提案でございました。

市の取り組みは、今言いましたようなシンポジウム等が中心になっておりますけれども、より地域の生活に密着し、あるいは皆さんのニーズに対応できるような理解啓発活動が必要だと思っております。その意味では、行政職員が法の精神、あるいは制度の意味を理解させるような場面だけではなくて、障害者御本人、あるいは御家族、支援される方々が参加をいただいて、より一層理解を深めるようなきっかけとなる場というのは、ぜひともつくり上げていきたいと思っております。新城市の行政以外でも、手をつなぐ育成会、そういう諸団体、あるいは、さまざまなサービス事業を行っている事業所、また県の保健所など行政機関も含めて理解啓発活動をしておりますが、特に新城市地域自立支援協議会というものがございまして、これは、障害に関する団体や支援機関が集うものでありまして、その中で地域自立支援協議会でさまざまな問題をフラットに話し合うことができっておりますので、これは一つの大きなよりどころでもあり、ご指摘の、わかりやすい、工夫が凝らされた内容とするためにも、ぜひともこうした場を御活用いただければというように思います。

3番目の、伝える側としてかかわっていただくということでございますが、現在新城市では、お出かけ講座というものをやっております、障害分野では、障害福祉サービス、それから障害者差別解消法、この二つをテーマにした講座を用意しておりますが、これは今までのところ、主として市の職員の説明で構成されておりますけれども、ここに皆さん方に参画いただいて、こう伝える側になっていただいて実施ができるならば、これはより奥深い講座にできるものというように思っておりますので、積極的に検討をしてまいりたいと思っております。

また、市民の皆さんが講師として参画いただく形でのお出かけ講座ということになると、これもまた講座の意味合いをもう少し深めていくことによりますので、これについても、他の分野も含めまして積極的に検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

伊藤紀子議員

ありがとうございます。

ただいまの御答弁に対しまして、再質問させていただきます。

学校への働きかけもしていきたいと思っておりますが、そのあたりの市としてのお考えはいかがでしょうか。

健康福祉部長／川合教正

学校の働きかけということでございますけれども、社会福祉協議会の中で、福祉教室というような場面もつくってあります。そういうところでは、やはり、実際に障害の方の場面を見ていただくというような、車椅子に乗るだとかというような実体験をともなった教室といったような形で、幾つかの学校で対応していただいている部分もございますので、そういう部分についても、障害をお持ちの御本人、御家族の方、御支援の方、そういう方たちがそこに参画していただいて、話をしていただいたり、実際にかかわっていただくということは大変ありがたいというように思っておりますので、ぜひそういう場面でも参画が図られることがあれば、大変ありがたいというように思っております。

伊藤紀子議員

ありがとうございました。

全ての御答弁を伺いまして、新城版啓発活動に期待することができ、霧が晴れるような思いです。私の周りには、保護者のみ、または親子で伝える側に加わってもいいと言ってくれる仲間がおります。行政任せでなく、また当事者団体任せでもない、ともに作り上げていくことができることを望んでいます。理解啓発を進めることが、差別の解消や虐待防止につながるのではないかと考えています。協力してくれる人を待つだけではなく、協力や理解してくれる人をふやしていく工夫を凝らすことが、今こそ、当事者に必要とされていることではないかと思っています。また、それがひいては福祉人材の確保に結びついていくといいなと思っております。

また、こういった理解啓発活動は、障害に限ったことではなく、さまざまな分野でもお互いがお互いのことを理解を深め、全ての人が安心して暮らしていける地域づくりが進むことを願っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長／中西宏彰

伊藤紀子議員の質問が終わりました。

次に、2番目の質問者、金田雅子議員。

金田雅子議員

通告に従いまして質問させていただきます。私のテーマは、「発達障がい児の思春期に向けて」です。

私は、発達障がい児の息子2人ですが育てています。発達障害は、コミュニケーションの障害と最近よくテレビなどで言われますが、私の息子たちも学校でお友達とのトラブルがよくありました。上の子は発語が非常に遅かったので、新城市民病院の言語訓練に2歳ごろからお世話になりました。言語訓練とは、発音の練習だけではなく、言葉を使った他人とのやりとりや意思疎通、すなわちコミュニケーションをその子の発達にあわせて個別に練習するものです。この言語訓練が小学校低学年に終了となり、その後、継続してコミュニケーションの練習をする場所がないことに気がつきました。

下の息子は発語も早く、言語訓練に通うこともなかったのですが、やはり小学生になってから、その場の空気が読めず、お友達とたびたびけんかになったり、意思疎通がう

まくできず、嫌な思いをしていることがたびたびありました。小学校高学年から思春期にかけての時期は、お友達とのコミュニケーションのとり方が非常に難しい時期になります。よりコミュニケーション能力が求められるときに、お友達とのやりとりが苦手な発達障害の子どもたちが学べる場所が新城にはありません。発達障害の子どもを持つ親の会「スマイル」に来ている現在子育て中のお母さんたちも、小学校高学年になって学べる場所が欲しいという意見がよく出ます。

私の息子たちは、今、もう大変な時期は過ぎましたが、現在、発達障害を持つ小さなお子さんたちが、これから小学校高学年から思春期になっても、お友達とのやりとりをしっかりと学ぶことができ、将来、社会で自立していける大人になってほしいと思います。そして、お友達とのやりとりをしっかりと学ぶことができることで、大人になってから、意思疎通がうまくできないことで、社会に出て失敗をしたり、怒られたりすることが少なくなったり、引きこもりになってしまう人を減らすことができるのではないかと思います。

それでは、質問させていただきます。

1 問目。今、現在、知的のおくれのない発達障害を持つ小学校高学年から高校卒業までの子どもを取り巻く現状は、どういったものでしょうか。

2 問目。言語訓練が小学校低学年で終了してしまうのは、どうしてでしょうか。

3 問目。新城市として、今後、小学校高学年以降の発達障害を持つ子どもや大人へのサポートを充実させる計画などはありますでしょうか。

以上、3点をお願いいたします。

市長／穂積亮次

今までの御体験を踏まえて、御質問等を受け取りました。また、お二人のお子様をそのような形で育ててこられた中で、さまざまな体験をされたことの重みを感じた次第でございます。

現在のところ、現状をまず1問目でお話しさせていただきます。

発達障害、いわゆる知的なおくれはないけれども、コミュニケーションのとりにくい、いわゆる広汎性発達障害の可能性のあるお子様方に対しては、二つの大きな分かれ道がございます。一つは、特別支援学級に入級する、入るというケース、それから、通常の学級に在籍しながら個別に支援を受けるケースであります。

特別支援学級では、同じ障害種別のある児童生徒と、自立活動や生活単元学習といった授業の中で、友達とのやりとり、コミュニケーションを学ぶことになります。個別に支援を受ける場合は、教科学習は通常学級で行いますけれども、苦手とするコミュニケーションのとり方やクールダウンの仕方なども、個別に担当教諭とやりとりをいたします。そのどちらも、特別支援学級にも行っていないし、個別の指導も受けていないという児童生徒もいますが、その子たちには、座席を教師のすぐ近くにして、すぐに個別支援ができるようにしたり、コミュニケーションのとりやすい子とも、ペアや同じグループにしたりするなど、それぞれの現場での工夫をしていると聞いております。教育委員会では、学校教育課に相談員を配置しておりますので、困り事、悩み事などがありましたら、活用していただきたいと思います。

そのほかにも、昨年の10月に新城市基幹相談支援センターというのが設置されました。

これは、市が持っているもので、市が実施をしている事業ですが、社会福祉法人の方に委託をしながら、今、運営をしております。市内の障害のある方や御家族等の日常生活及び社会生活における相談支援の中心的な役割を担う組織でございます。これらの支援体制の充実を図っていきたいと考えています。

次の2問目でございますけれども、現在、市民病院における発達障害のあるお子さんの言語訓練は、主として就学前の子どもを対象にしています。それと申しますのも、就学後は、いわゆる個別訓練より、学校の集団の中でのコミュニケーション能力を高めることがより非常に重要になってくるという認識からでございます。そのため、市民病院では、就学後には言語訓練というものを行っていませんが、学校生活の中で十分な意思疎通ができないなどの不安や悩みがあるお子さん方、保護者の方が相談できる体制は整えております。

また、学校から市民病院で言語訓練の経過があるお子さん、言語訓練を市民病院で受けたお子さん方について、学校から照会があった場合には、保護者の方の了承を得て情報を提供するとともに、その子の訓練課程ですとか、あるいは特徴ですとか、対応方法などについてアドバイスをしているそのような状況でございます。したがって、現在の市民病院の言語訓練は、基本は、今申しましたように、就学前のお子さんを対象とし、就学後は学校の場面での学習、あるいは教育に委ねておりますが、連携をとりながら、不足分は補っていく体制をとっているところであります。

最後の3点目の今後のサポートの充実のことでございますが、結論的に申し上げますと、児童発達支援センターの設置というのを、今、市では目標として目指しているところでございます。また、近々に子育て世代の包括支援センターの設置を計画しております。これらは、児童の発達を支援するという面と、それから子育ての世帯を支援するという二つの機能を持っております。これまでは、乳幼児における健診の実施、関係機関との情報共有や、こども園における療育を取り入れた統合保育、こども園から小学校への移行期での、いわゆる接続期といわれる時期のプログラムなどの実施によりまして、障害への早期対応を保護者とともに考え、発達支援につなげてまいりました。

また、小学校入学を見据えた療育支援ですとか、教育委員会との合同研修を行って、子どもの育ちの連続性、いろいろこども園、あるいは小学校、中学校という発達ごとに教育機関が変わっていきますけれども、子どもたちはその中で連続しておりますので、生活は続いておりますので、その連続性を確保して、障害の状態や生活の実態、その特性を踏まえた発達支援が行われるように対応を整えているところであります。

ちょうど今年度は、新城市障害者計画を策定することとしておりまして、昨年、平成28年の10月に、障害を持っておられる方1,450人、それから他の市民800人にアンケート調査を実施いたしました。地域において、自分らしい生活を送るための日常生活、健康、仕事、住まい、地域社会とのかかわりなどの項目につきまして、アンケートの御回答をいただきました。

また、他の一般市民の皆さんからは、障害に対する意識、交流、ボランティア活動などについても、ニーズの確認を行っております。これらのアンケート結果を踏まえ、地域社会の障害を含めた方々が孤立や排除をされることのない社会をつくるために、お互いを支え合う体制をつくるのが、今後の障害者計画の基本的な考え方になります。その計画の

策定の上に立ちまして、3問目の最初に申し上げました児童発達支援センターの設置を目指していきたいということ。それから、この児童発達支援センターというのは、障害のある方を含めまして、児童の発達をそれぞれの段階ごとそれぞれの個別の状況に応じて支援をする組織、機関を設置するということでございます。

また、子育て世代包括支援センターというのは、産前、つまり分娩の前から、母親、あるいは父親を含めた御家庭にかかわらせていただきまして、さまざまなリスク、家庭生活を築く上での困難、場合によっては児童虐待に至るような芽を早期に摘んだり、あるいは産前産後を通じて、母子の保健も含めてでありますけれども、継続的にその家庭の世代を支援するそういう体制づくりでございます。保護者の支援、家庭支援などを初めとするさまざまな体制をつくりながら、御指摘のことについてお答えできるように全力を尽くしていきたいと思っております。

以上です。

金田雅子議員

ただいまの答弁に対して、再質問させていただきます。

児童発達支援センターのことを、もう少し詳しく教えていただけたらと思っております。

健康福祉部長／川合教正

児童発達支援センターにつきましては、現在、おおぞら園という施設を持っております。親子ともども通所して、そこで日常生活の困難さをどのように解消していこうか、それから、その場にお見えになる保護者の方が、どういう支援をしていったら子どもにより療育につながっていくのかというような形で、今、おおぞら園という組織で、児童発達支援センターの前段階というような形をさせていただければというように思っております。

ただ、そこにつきましては、やはり子どもの就学前の部分の内容になりますので、もう少し、先ほど市長から答弁がありましたように、妊娠期前、産前から大人になっていく過程の部分で、どのような支援を継続的に、統一的に支援していったらいいかというような形の中で、もう少し幅広い各機関、いろいろな機関がありますが、それもチームとしてどのような支えをしていったらいいかという形の中で、児童の発達支援の部分を積極的に進めていくという機関になるということで、御理解いただきたいというように思います。

以上です。

金田雅子議員

答弁の中で基幹相談支援センターというのが出てきたのですが、そちらのことをもう少し聞きたいのですが、私はそれを、成人というか、二十歳を過ぎてから使えるところなのかなというように私は思っていたのですが、もう少し高校生とか、それぐらいの年代からでも使える施設なのでしょうか。

健康福祉部長／川合教正

先ほども御答弁させていただいた基幹相談支援センターにつきましては、市内にお住まいの障害のある方と御家族の方の日常生活という形の中で、無論、社会生活も含めてで

すけれども、相談支援をしていくということですので、もう少し幅広く考えていただいてもいいかと思います。

ただ、先ほど言った子育て世代包括支援センターというようなところも出てきますので、そういうところと連携をとりながら、相談支援業務という中核の役割を果たしていきたいということで、特に総合窓口という形の中で御理解いただければというように思います。

金田雅子議員

御回答いただき、ありがとうございます。

まだこれから産まれてくる子どもたちも、今ふえていますので、1クラスに何人もという形で発達障害の子がいる時代になってくると思います。そういった子たちが、これから健やかに育っていくためには、地域でこういった活動、病院とか、そういったものもそうですけれども、皆さんで支えていっていただければ、きっと自分で自立して自分でお金を稼いで生活をしていける障害を持った大人の人たちがふえていくと思います。そういったことがずっと続いていくことを私は望みます。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長／中西宏彰

金田雅子議員の質問が終わりました。

次に、3番目の質問者、伊藤真由美議員。

伊藤真由美議員

通告に従いまして、質問に入ります。私のテーマは、「市内での開業のチャンスづくり」です。

私は今年度、新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金制度、コミュニティビジネス部門の団体で補助金をいただきました。趣味や特技を生かして活動したり、これから開業を目指す女性で、「しんしろ結いの市」というイベントを開催しています。まだ始まったばかりですが、市内を中心に活動している女性の出店や、市民の皆さんにイベントを楽しんでいただいています。

出店者さんは、私を含め、一時的なイベントの収入だけではなく、これから実際に市内で開業、仕事として商売を始めたい方々もいらっしゃいます。しかし、商売を始めたいが、経験も少なく、市内で開業しても、現状、日常の集客など問題点もいろいろあります。最初から独立店舗で始めることが困難です。そこで、全国各地で実施されているチャレンジショップを行政で運営することはできないかと提案します。

チャレンジショップとは、地域コミュニティを拠点とし、にぎわいを創出できる場所をつくり、家賃や管理費などを一定期間無償や一部補助をし、市内での独立開業などの出資金のサポートを受けることのできる仕組みです。独立店舗の力だけではなく、チャレンジショップ内で協力体制をつくり、集中した魅力的な集合店舗を運営し、実践的な訓練を積みながら独立開業を目指します。

それでは、質問させていただきます。

1、金銭的なサポートについて。

中心市街地に、空き店舗や使われていない建物を利用して、家賃や管理費などを低額で店舗を貸し出す形での金銭的な補助はできませんか。

2、場所のサポートについて。

廃校などの利用等、いろいろ制度はありますが、中心市街地でも、今後そのようなまちのにぎわいを目的とした計画はありますか。

また、場所を検討する予定はありますか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

市長／穂積亮次

市では、昨年度、地域産業総合振興条例というものをつくりました。それは、地域の事業所、企業、そして地域の住民行政、あるいは金融機関等が一体となって、地域の産業を進め、自立したまちをつくっていかうというそういう趣旨なんです。その条例の策定プロセスでは、市内のさまざまな企業にヒアリングに行っただけではなくて、女性で起業された方々にもニーズ調査を行ってまいりました。その結果として、私どもでは、今後の地域におけるまちづくりの振興のためには、女性の起業、創業をいかにして後押ししていくのか、これがまちの活力にとって非常に大きなポイントであるということ認識させていただきました。それらの施策については、今後とも継続的に深堀りをしていきたいと思っております。現在のところでの金銭的なサポートについて、まず御紹介させていただきます。

先ほど伊藤議員の使っていただいたものでありますけれども、市では、めざせ明日のまちづくり事業補助金のなかに、女性が新たな起業、創業に一步踏み出すための支援のために、このめざせ明日のまちづくり事業補助金の中に、コミュニティビジネス立ち上げ事業を新しく枠としてつくり、金銭的なサポートを実施しております。

このメニューは、新たな地域社会の担い手を掘り起こし、さまざまな産業活動、企業活動を通じて、公共のためにプラスになる、貢献していただくそうした活動をより強くバックアップするものでございます。補助の限度額は100万円となっております。起業に伴う店舗の改装や施設の維持管理、あるいは賃貸料等にも振り分けることができますから、補助は現在のところ2年間までとなっております。1年目は10分の9、100万円の事業で言えば90万円までというところなのですが、2年目は3分の2などの補助率となっております。ぜひ、この制度を活用していただくとともに、伊藤議員の周りの皆さんにそのような意欲をお持ちの方が見えられましたら、ぜひとも私どものほうにも紹介していただきたいと思っております。

それから、本年度、まちなみ情報センターの一部を改修して、小物などの販売ができるスペースを確保する予定です。チャレンジショップというものとイコールではありませんが、この場をチャレンジショップ的に御利用いただくことはできるのではないかと思います。

それから、2点目の廃校などとは違って、中心市街地での空き家、店舗の利活用の問題だと理解いたしますが、それについて申しますと、新城市では、中心市街地のにぎわいのために、中心市街地活性化基本計画というものを持っています。現在の計画は、平成31年までになりますけれども、その改定を今、準備しているところでございます。その

計画の中にも、既に空き店舗等の利活用について、基本的な考え方をうたっております。現在までのところ、十分な転用、活用ができている事例は、まだ残念ながらないのですが、そうした可能性のある場面があり、また貸し手と借り手の考え方、ニーズがマッチすれば、市としては積極的に仲介をしたり、あるいはさまざまな起業支援に当たってのメニューを御紹介していきたいと思っております。

また、中心市街地活性化基本計画は、平成 31 年から新たな計画へと移っていきますので、その計画策定にも、いろいろなお知恵や御提案をいただければありがたいと思っております。以上です。

伊藤真由美議員

回答していただき、ありがとうございます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長／中西宏彰

伊藤真由美議員の質問が終わりました。

次に、4 番目の質問者、原田彩千子議員。

原田彩千子議員

通告に従い、質問いたします。私のテーマは、「不登校の子どもが自信を持って生きられる居場所づくり」です。

もし自分の子どもが、ある日突然、学校に行きたくないと言い出したら、皆さんはどうされますか。私の次男は中学 1 年生の秋、突然に本当に突然にそう言いました。どうしてという言葉しか見当たらないほど驚きました。だって、その前日の夜まで、何もかも、いつもどおりだったのです。迷惑かけてごめんと涙を流す息子に、何が何でも学校へ行けとは言えませんでした。この子の心が壊れてしまわないように、でも行かない状態が続くということは、この子を甘やかすことになるのではないかと、悩みに悩みました。今なら、あのときの次男もふがいない私も、いとおしいと思うことができますが、そのさなかにあったときには、私にはそう思う心のゆとりはありませんでした。自分が悪いと自分を責めて、暗い表情をする次男を目の当たりにし、この子の将来はどうなってしまうのかと、家族全体が大きな大きな不安に襲われました。

不登校や引きこもりは、その子どもや親の責任だと思いがちです。そして、その家族だけの問題としがちです。実際、私たちは事実と異なるうわさを流され、心ない言葉で傷ついてきました。そうになると、誰にも相談できず、社会的に孤立し、多くの可能性を奪うことになるのではないのでしょうか。1 人の母親として、この新城市の誰をも社会的孤立に陥らせない地域社会であってもらうべく、以下の質問をさせていただきます。

一つ目。私は、次男に行きたくないと言われた日から 1 週間後に、中学の先生方に相談し、アドバイスをいただきながら、次男は少しずつ学校に戻ることができました。今、市内には、同じ苦しみの中にいる子どもが何人もいると聞きます。市や学校で、どのようなサポートに取り組んでいただけていますか。

二つ目。今、市内には若い力がたくさんあります。若者議会などで、同世代の苦しん

でいる仲間のために考え、力を与えることができると思うのですが、そのような考えはございませんか。

三つ目。もっと大きく、もっとゆったりと、それぞれのペースでそれぞれを認めてあげられる周囲の環境や場所をつくることについて、どうお考えでいらっしゃいますか。よろしく願いいたします。

教育長／和田守功

教育長の和田と申します。よろしく申し上げます。

原田議員が、突然、学校に行きたくないと子どもから告げられたときの驚きと困惑にははかり知れないものがあると思います。幸いお子さんの場合には、先生方との協力で学校復帰できたということで、安堵いたしました。しかし、市内には大勢の不登校の子どもさんがおり、子どもさんは無論のこと、御家族の皆さんも、悩み、苦しんでいるというように思います。不登校やいじめの原因がはっきりしていれば、その原因を取り除くことで解決するわけですけれども、多くの場合はさまざまな要因が複合的に絡み合っており、見極めにくいのが実情です。特に思春期においては、友達や親との距離感がとりにくく、周囲の言動が気になり、心が揺れ動きます。そのようなときにこそ、子どもを一番よく見ている家庭と学校が力を合わせて、しっかりと子どもをサポートしていくことが大切だと思います。

御質問の学校や市のサポートですけれども、まず学校では、不登校や不登校傾向の新たな1人を出さないということを合言葉に、定期的に子どもの理解のために、子どもと教師の面談形式で相談会を設けたり、アンケートを実施して、子どもの心の悩みや困り事を把握したり、全教職員で不登校やいじめの情報を共有し、問題解決に向けてきめ細かな対応ができるように努めています。

また、当該の子どもさんや保護者につきましては、各学校の不登校対応コーディネーターを中心に個別の支援計画を作成し、学校全体として適切な対応ができるように努めております。

次に、市の対応ですけれども、市教育委員会といたしましては、三つのサポートを行っております。一つは、学校生活適応指導教室、あすなる教室と呼んでおりますけれども、これを設置しております。子どもの学校復帰を支援し、社会的自立ができるよう、一人一人に即した指導、支援を行っております。生活のリズムを取り戻し、学習や運動に自分から取り組み、仲間との交流を通して、社会性を培う場となっております。

次は、子どもサポート相談員の配置です。

相談員が子どもの家庭を訪問し、子どもや保護者の心のケアを行っております。何回も家庭訪問をして懇談を進める中で、子どもや保護者との信頼関係が築かれ、気軽に相談できるようになり、学校復帰への足がかりとなりますあすなる教室への入室につながる支援をしております。今年度は、こうしたサポートにより、新たな一歩を踏み出した子どもがふえております。

そして、新城子どもカウンセラーの配置です。

不登校の子どもや保護者が抱える問題は、さまざまです。そこで、専門的な知識を有する臨床心理士を配置しております。解決に向けて専門家の助言が必要とされる場合には、

この新城子どもカウンセラーに対応することができます。

2点目の若者議会などによるサポートについてですけれども、不登校の子どもや保護者の苦しみを少しでも共感でき、和らげることのできる手だてを講じていくことは、大変に重要なことだと考えています。実情を見てみますと、中学生のときに不登校だった子どもが高校に進んで、普通に通学できるようになったとか、逆に、中学生のときは欠席もなかったのに、高校になってから不登校になって退学したとか、高校生まではしっかり者であったのに、大学に行ってから引きこもりになった、就職したにもかかわらず、少し勤めただけで引きこもってしまったとか、さまざまなケースがあります。

小中学生の実態については、教育委員会でもきちんと把握しておりますけれども、高校生や青年、大人たちの実態については、正確にはわかりません。そのような若者たちに社会とのつながりをサポートし、社会復帰できるように、同じ境遇にある同世代の人による座談の場を設けたり、不登校の子どもを持つ保護者同士の交流の場を設けるとか、昔の小中学校時代の友達のネットワークでコンタクトを図って、地域社会とのつながりの糸口を築くとか、あるいは地域住民で家族をサポートする組織をつくるなど、さまざまな方法が考えられます。若者議会の皆さんに、こうしたことを担当部局を通して提案してまいりたいというように思います。

3点目ですけれども、原田議員が言われるとおり、個々の子どもが認められる環境や場所をつくることは、極めて大切なことです。一人一人の顔かたちが違うように、精神的、身体的な発達も違います。物の見方、感じ方も違うし、好奇心や関心の対象、行動や動作の早い、遅いも違います。コミュニケーションの面でも、声が大きいか小さいとか、口数が多い、少ない、言葉遣いが丁寧、粗暴、話し好きか、話し下手か、話しぶりが流暢か訥弁か、話題が自分中心で話すのか、相手の立場を考えて話すのか、聞き上手か否か、場の空気を読んで話ができるかどうかなど、子どもによって多くの違いがあります。

しかし、子どもたちはそうしたことをコミュニケーションの場で悩み、苦しんでいるのも現実でございます。そうした違いというのは、子どもの性格や成育環境によって異なってくるというのは、当然のことではないかというように思います。しかし、この違いによって、陰口を言われたり、いじめられたり、差別を受けたりすることは、あってはならないと思います。

学校においては、みんな違っていい、1人はみんなのために、みんなは1人のためにと、一人一人が集団にとってなくてはならない存在であることを互いに認め合える学級づくり、学校づくりを目指しております。教職員も、子どもに寄り添い、ありのままを認め、受け入れることに努めています。これが実現できれば、どの子にとっても、学級や学校が心の居場所、心の住む場所となり、学校へ行くことが楽しく、励みになるようになります。集団生活になじめない場合には、保健室や相談室、図書室などで個別の対応をしたり、夕方登校など個別の時間で対応することで、徐々に学校生活に適應できるように配慮しております。また、市の福祉部門では、今後、子ども食堂の開設などを進めることで、居場所づくりを考えております。

とは言いましても、現実はまだなかなか厳しく、社会的にも寛容さやおおらかさがなくなってきており、少しでも集団からはみ出したり、異なっていたりすると、攻撃の対象となりがちな風潮があります。メールやブログ、掲示板など、SNSがそれを助長することもある

ります。こうした差別や偏見、攻撃をなくすことは、学校だけでなく、地域社会全体で取り組まなくては改善できません。新城教育の共育は、それを目指しております。

共育12の「ともに あいさつ あいことば」の12項目の根底に流れるものは、仁であり、愛です。よりよい人間関係を育み、より過ごしやすい社会を目指すものです。そのため環境づくり、場所づくりは重要です。共育12の具体的な実践とともに、スマートフォン使用のルールづくりや、生徒議会、若者議会での話し合いの場づくり、児童クラブ、子ども会活動、地域活動、福祉活動など、具体的な活動場面においての意識的な働きかけをすることが大切であると考えております。

原田彩千子議員

再質問いたします。

うちの息子はそうでしたが、どれほど手を尽くして、手厚いサポートを用意していただいても、その場所に行けない子もいます。そういった子の場合は、先ほどおっしゃっていただいたように、家庭訪問などのサービスも受けられるということによろしいのでしょうか。

教育長／和田守功

先ほども答弁で申し上げましたように、やはり引きこもってしまったり、あるいは友達や地域の方々と顔を合わせるのが大変苦手になってしまったりということで、心を閉ざしてしまうといったような場合、子どもサポート相談員が新城市にございますので、その相談員が家庭訪問をし、まずはお母さんを初め、保護者の皆さんと話し合う中で、あるいは子どもさんに会えたら、そこでいろいろな話をする中で、少しずつ心を開き、信頼関係を築いて、そして次に、一遍に学校へ行くということではなくて、あすなる教室へ出かけて、そこで仲間と知り合い、仲間と交流することによって、そのよさを知り、また、そこで勉強することで、勉強をしたいという自分の気持ちを育んでいくことができます。

以前は、あすなる教室でも、一人一人の子どもの意思に基づいて一人一人好きにやればと、見守る形でやっていたのですけれども、今は少し方針を変えて、例えば昼には、そうした不登校の子どもたちが一緒に会食するというような場面を設けたり、あるいは勉強をきちんと計画的にすることで、特に中学3年生等は、次の進路に向けての志を固めていくといったような形で、成果を上げてきております。

また、友達同士で会食することで、1人で閉ざしていたものが、だんだん1人、2人と自分の意思を疎通する相手がというようなことで広がりが出てきて、次の社会へ一歩踏み出す力になっているというように感じています。

原田彩千子議員

御回答ありがとうございました。

子どももそうですが、母親も中学校は3年間しかないのです。その3年間の間に進路を決めて、高校へ進学しなければなりません。なので、親子ともども、ものすごいストレスと焦りの中で、もがいていると思います。今後、このようなサポートがたくさんあるのだということを広く周知していただけるようにして、誰もが困ったらそこに駆け込むという

ような場所であってほしいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長／中西宏彰

原田彩千子議員の質問が終わりました。

この際、再開を2時10分とし、休憩いたします。

(休憩)

議長／中西宏彰

休憩前に引き続き、会議を開き、女性議会一般質問を続けます。

次に、5番目の質問者、星野朱実議員。

星野朱実議員

通告に従い、質問いたします。私のテーマは、「公共交通について」です。

私は鳳来南部地域自治区の上吉田に住んでいます。今、私自身は上吉田に住んでいる中で、自家用車を持っているので生活に困ることはありません。しかし、現在同居している両親とか近所に住んでいる高齢者の方々を見ていると、自動車運転免許証やそれから自家用車を持っていない人たち、そういう人たちを見ていると、買い物に行ったり、病院へ通院したり、そういうことがとても困難になっているような感じを受けます。だからこそ、この公共交通が、生活においてなくてはならないものになっていると感じています。

ただ、現在の公共交通であるSバスの現状を見ますと、1日の運行本数や目的地に行くまでの乗り継ぎなどの利便性で、利用しづらいのではないかと感じることがあります。

具体的にここで申し上げたいのですけれども、議長、ここで資料の提出許可をお願いします。

議長／中西宏彰

どうぞ。

星野朱実議員

市のほうで出されているこのバスマップを見て、具体的に自分でバスに乗ったつもりになって考えてみました。

自宅から新城市民病院まで行くのに、長篠山吉田線に乗って、本長篠で田口新城線に乗りかえて市民病院へ行くのに、大体1時間ほどかかります。1日5本運行されているのですが、そのうちの2本は乗りかえがスムーズです。しかし、2本は乗り継ぎするために1時間以上待たなくてはいけないというのが実態です。

少し視点を変えて、本長篠方面ではなく、吉川方面だと距離的に近いので、そちらの路線を新しくふやすことはできないかと思うこともあります。現在、私自身、先ほど申し上げたように困ってはいませんが、10年後、20年後をここで暮らしていくということを考えると、運転免許証を返納したときに、私自身の切実な問題になってくると感じています。この問題は、地域によってさまざまに問題点が違うと思いますが、次の3点について、質問したいと思います。

一つ目。今年度、作手地区をモデル地区とし、公共交通の体制づくりを進めているということで、具体的にどう進められているかを伺いたと思います。

二つ目。現在のSバス路線を新しくふやすことは可能なかどうかということをお聞きしたいと思います。

三つ目。高齢者で運転免許証を返納した人に、交通についての特典をつけることはできるのでしょうか。

以上の3点をお願いしたいと思います。

市長／穂積亮次

公共交通の確保、あるいは利便性の向上、また利用の増大というのは、新城市のような広大な面積、そして離れた集落、入り組んだ山間地を抱えた市にとりましては、ある意味では、市が元気に暮らし続けられるかどうかの大きな試金石でもあると思います。そういう意味では、合併以来も含めまして、公共交通の在り方については、この新城市議会の中でも何度も取り上げられてまいりましたし、また路線の在り方についても、何度かの改定も行ってまいりました。その上で、今、御指摘の点について、順次お答えいたしますが、まず作手地区でのモデルづくりでございますが、その前に、新城市には、ことしの3月に地域公共交通網形成計画というのがあります。「もう」というのは「あみ」ということですが、交通網を形成していく計画。これは、法で定められた計画でございますが、国からのさまざまな支援や援助を受けるときには、この計画がなければならない計画であるとともに、それが実際に的確に実行されているかどうか、効果についての検証をされる非常に高い水準の計画です。その計画を進めていく上で、市全体の大きな計画図面もつくりましたけれども、かなり地域ごとの状況が異なります。その実情に合った、さらにきめ細かな交通体制を実施していくために、今年度は御指摘のとおり、作手地域をモデル地区として、地域、そして行政、公共交通を提供する事業者が一緒になって検討を進めている中でございます。

具体的には、作手地域自治区の地域協議会がありますが、その地域協議会において、この公共交通の正式の課題として取り上げていただいて、自分たちにとって使いやすい、また使いたくなるバスを考えよう、そういうテーマでワークショップを連続して開催しております。作手地域に合った公共交通の運行体制、運行方法について考えていただいております。今年度中に、ある程度の作手地域のモデルをつくり上げて実施をしていくという計画でございます。

また、星野議員は鳳来南部地域、上吉田にお住まいということでございましたが、この鳳来南部地域においても、今年度から地域の交通公共交通の在り方を検討するグループが、市民グループであります。活動を始めています。市としても、その活動を非常に注目しております。一緒になって研究に取り組んでいきたいと思っております。

これには、いろいろと法律的な規制をしなければいけない面や、あるいは安全性の確保ですとか、あるいは料金体系の問題だとか、いろいろ考えれば考えるほど、込み入った問題がありますけれども、それだけに関係者が一堂に会して問題を率直に出し合って議論をしていく場が不可欠だと思いますので、そうしたことを続けていきたいと思っております。

また一方では、全国各地で非常に先進的な取り組み、例えばライドシェアとあって、乗

り物を分け合って、シェアをして、地域の人たちが地域でお互いの面倒を見合うような乗り合いをつくったり、いろいろな事例があります。

さらには、今後は自動運転を見据えた実証実験なども、国、県等で始まっていると思いますので、そうしたものにアンテナを高くしながら、これからの地域公共交通の在り方というのは、ある意味では終わりのない、完璧な答えがないけれども、常にその実情に合ったものを追求し続けていくテーマとなっていますので、ぜひ皆様のご参加をお願いしたいと思います。

それから、Sバスの路線ですけれども、合併後、実は路線というのを新しく新設したり、経路を変えたり、あるいはダイヤを変えたりする事例というのが、毎年のようにやっております。それをやる場が新城市の地域公共交通会議というのがあります。これも法で定められた会議でして、市長が会長を務めることになっておりますが、バスやタクシーの運行事業者、それから利用者の方、利用者の方には、例えば高齢者の方もそうですし、PTAの関係者、それから地域の足を必要とする方も加わっています。さらには、警察署や愛知県、国の機関もかかわっています。その公共交通会議で、最終的には、例えば路線の変更にしてもダイヤの変更というのは、決定を見ることになっています。この会議は開かれた会議でして、住民の皆さんの声が届きやすいようにしております。

また、地域には、地域ごとに何々線を守る会というのができてきた例もあります。そうした、一般的にこういう路線があったらいいのだがという声は、まま聞くわけですけれども、それが本当に利用していただけるかどうか、あるいは利用したくなるようなダイヤとか経路のくみ方というのは、そこからまた問題が始まっていきますので、今、御指摘の山吉田地区から吉川通りを越えて新城市街地に入ってくるというのは、時々そういう要望も聞きますが、そうした声をしっかりと届けていただければ、この新城市の地域公共交通会議で検討することになります。即、実現できるかどうかというのは、もちろん私もお約束できないのですけれども、皆さんの声は受けとめさせていただく場があるということ、これをご理解いただきたいと思います。

それから、3点目の運転免許証返納についてのことでございますけれども、この運転免許証の返納につきましては、新城市では、この9月から運転免許証を自主返納された方への支援事業というものを開始しています。その内容は、Sバスの回数券6枚つづりを1セット、あるいは交通安全の啓発の物品や新東名の高速バス回数券などから一つ選んでいただくものでありますけれども、これはある種、その瞬間の限りのことなのですね。ですので、自主返納されたことイコール自家用車の足がわりになるような補助ではありませんけれども、そのほかにSバス事業では、高齢者の方、あるいは障害を持っている方、あるいは福祉タクシーの料金の助成などの事業がございます。それは、それぞれの個別の受給資格がありますので、その点については、個別に御相談に乗っていききたいと思います。

また、公共交通ではありませんけれども、買い物の困難な方々に対して、配食サービス、食事を配るサービスをやっていますが、空白地域ができてしまった場合には、その空白地域を解消する事業、それから移動販売車の運行を支援する事業などをやっているところで、総合的な公共交通対策は、まだまだ私どもは完璧なものとは思っておりませんので、どういう姿が新城市に一番適合したものか、試行錯誤しながらの最中ですが、それだけに皆さん方からの強い要望やニーズがあるならば、それについて一歩踏み出すことはやぶさ

かではありませんので、皆さんからの声を的確に集約していきたいと思います。

以上です。

星野朱実議員

ただいまの答弁について、再質問させていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中に、うちの鳳来南部自治区もそうなのですが、市民グループとしてそういう活動団体があるということで、作手にもそういう団体があるのか、お聞きしたい。

総務部長／竹下喜英

Sバスを支える会というのがさまざまなところにあるのですが、以前は作手地域での支える会があったのですが、今は活動が休止状態というところがあります。

ただ、現在、先ほど市長が申しあげました検討する会は、また新たに人を募って、地域協議会の方々を中心にいろいろな方をお招きして、一緒に話し合っていくというような状況でございます。

星野朱実議員

御回答いただき、ありがとうございます。

山吉田でもそういうグループがあるということで、私自身、そういうグループに積極的に参加していきたいというように考えています。ということで、市のほうでもぜひ協力をしていただけるとありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長／中西宏彰

星野朱実議員の質問が終わりました。

次に、6番目の質問者、渥美千春議員。

渥美千春議員

それでは、通告書に従い、質問させていただきます。私のテーマは、「中学生における日本伝統文化、継承課題の学習について」です。

私は、新城市に移り住んで9年になります。新城に来てすぐ、市の回覧板で回ってきた勤労青少年ホーム主催の教養講座の無料着つけ講座に参加し、着つけを習い始めました。そこで出会った先生のもと、着つけを勉強し続け、現在は師範講師の資格を取得し、舟着地区で開講しております。

自身が着つけにかかわるようになって日々感じていることは、着物は、つい半世紀前まで日常着として着られていました。実際、私の祖母や母も着物で生活していたと聞いております。しかし、現在ではほとんどの方が自分で着ることはなく、全く関心のない方もいらっしゃいます。児童の中には、基本的な蝶結びができなくて、シューズのひもが結べない子がいるのが現状です。

しかしながら、新城では、日本舞踊やお茶、お花を習ったり、指導したりと、和の文化

継承に携わっている方も数多くいらっしゃいます。新城では、花火大会や納涼祭で浴衣を着るチャンスも多々あります。このように、和の文化に欠くことのできない着つけや着物文化の学習を小中学生のころより取り入れることが、新城市の特性を伸ばしていく一つの 카테고리になるのではないかと考えております。

和装教育は、平成 24 年度から中学生の家庭科の教科書に取り入れられ、着つけの体験学習を導入する学校がふえています。お手元にも資料を配付させていただきましたが、NPO 法人「和装教育国民推進会議」という団体があり、各都道府県に支部を開設し、推薦状を持った講師が学校に伺っています。

議長、ここで資料の提示をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

議長／中西宏彰

許可します。どうぞ。

渥美千春議員

この際、こちらの着物読本という和装教育副読本を用いまして、着物文化の歴史や TPO、礼儀作法などの資料をもらっています。愛知県支部でも、岡崎市や刈谷市を初め、多くの中学校で開催され、近隣では豊橋市で、先日 9 月 16 日には豊城中学校でも開催され、私の仲間が応援に駆けつけました。

このようなことを踏まえて、質問させていただきます。

新城市では、このような和装教育の取り組みに関して、どのようにお考えでしょうか。

また、今後新城市では、以下のようなことが検討される可能性はありますか。

一つ目。中学校での浴衣の着装体験授業。

二つ目。授業をする指導講師の派遣を要請すること。

三つ目。教材用浴衣や先ほど提示させていただいた副読本、着物読本の学校準備、こちらのほうをしていただけるかということをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

教育長／和田守功

お似合いの和装で御登壇いただきまして、恐縮いたしております。

渥美議員が言われるとおり、日本の伝統文化を学び、継承していくことは、とても大切なことです。折しもインバウンドで外国人観光客が、日本文化のよさを求めて非常にふえております。私どももさりげない日常生活の中に、世界から見ると日本ならではのすばらしい文化が数多くあるということに改めて気づかされます。学校においても十分とは言えませんが、日本ならではの、あるいは新城ならではの俳句や狂言、歌舞伎や田楽、和食や和菓子、お花やお茶など、伝統文化、伝統芸能の学習を大事にしております。

御質問の和装教育についてですけれども、先ほど御質問の中にもありましたように、中学校学習指導要領の家庭科の学習で、「和服の基本的な着装を扱うこともできる」というように明記され、浴衣などの和装について調べたり、着装したりして、和装文化に関心を持って学べるようになってきております。

新城におきましても、これまでに和装や呉服関係の皆様方の御支援によって、学年生

徒全員で浴衣を着装し、帯を締めるといった学習が一部の中学校で行われてまいりました。昨今では、簡単に着装できる浴衣も販売されているというように聞いております。新城納涼花火大会に集まります男女の若者の服装も、歩いていきますと、随分高校生からの浴衣姿が多くなってきたように思います。とはいいいましても、和服を着ることが大変少なくなってきた昨今であります。せめて、儀式やイベントの場において和服というものを意識し、可能ならば着装できるようにする態度を学び、身につけるようにしていきたいものだというように考えております。

2問目の中学校での浴衣着装体験授業や指導講師についてですけれども、和服の着つけや帯締めが指導できるということになると、なかなか現場の先生方でも難しいところがございます。指導できる講師の手配とかあるいはこれにつきましては、個々の生徒が実際に浴衣を着るといような体験をしないと身につくものではございませんので、そうした浴衣が個々の生徒に行き渡るといった条件が整ってくれば、各中学校との授業の調整の中で、積極的に取り上げていきたいというように思います。

また、御質問の教材用浴衣や着物読本の学校準備につきましては、そうした浴衣着装体験授業というものの実践の経過を見ながら検討していきたいというように考えております。

渥美千春議員

御回答ありがとうございます。

ただいまの答弁を受けまして、再度質問させていただきたいのですが、こういった取り組みをしていただくということで、こちらからも何かしらトライしてみたいと思うのですけれども、市や教育委員会側の窓口、問い合わせはどちらのほうになるのかということ質問させていただきたいのと、先ほど、家庭科の先生で着物が着られない方もいらっしゃるかもしれないので、指導に当たる先生の講習も行うことが可能なのですけれども、そちらの方はどういう風にお考えでしょうか。

教育長／和田守功

和装教育をそれぞれの中学校で行うためにどこを窓口にするかということでございますけれども、教育委員会の学校教育課の担当指導主事を窓口にして問い合わせいただければ、御意向を伺って、そのような方向で進めていけるのではないかと考えています。

それから、講師さんの講師料につきましては、やはり専門の方に御指導いただかないと、生徒にとっても初めての和装体験ということでございますので、きちんとした正式なものを御指導いただけるというのが一番いいと思います。それにつきましては、やはり外部講師の方をお願いせざるを得ないといったような学校が多いと思いますので、そういったときに、今のところ予算の中でそうした予算は設けておりませんので、何とかお力添えをいただければというように思いますし、それが恒例的なものになってきたならば、市内全中学校で、きちんと予算化した中で学習を進めていけるように取り計らっていききたいというように考えます。

渥美千春議員

ありがとうございます。

きょうの中日新聞の東三河版に世界新城アライアンス会議のことが載っていたのですが、こちらでも海外の方がこちらに来られるということが載っていましたので、こういうときに着物のお出迎えとか、そちらの方に浴衣を着ていただくとか、そういう動きもあると楽しいだろうなというように思っていますし、着物を普及させるためには、私たちも無償でいろいろなことをチャレンジさせていただきたいと思っております。今後とも、指導や普及、自分自身がきちんとスキルアップできるように頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長／中西宏彰

渥美千春議員の質問が終わりました。

次に、7番目の質問者、山本いづみ議員。

山本いづみ議員

それでは、通告に従いまして、共育に関する地域活動について、質問させていただきます。

私が暮らす八名地域では、八名地域がより暮らしやすく、住民が生きがいを持つ、いつまでも住み続けたいと思える地域になることを願い、多くの住民が主体的に地域活動に取り組んでいます。今回、私は、八名地域での住民の取り組みについて皆さんに知っていただきたく、発言させていただきます。

主に私が取り組んでいる共育にかかわる活動について、紹介させていただきます。

昨年度、八名小学校では、休日に学校開放をして、地域住民を講師に招き、絵画教室や寄せ植え教室などを開催しました。多くの親子がいろいろな体験をし、楽しむことができました。昨年度、八名小学校が主体となって行っていたこれらの休日開放を、今年度、地域が中心になって運営できるように、地域住民で八名地区共育推進委員会を立ち上げました。各活動への参加対象も八名地区全体としました。このことにより、子どもたちはもちろん、地域の皆さんが活動をともし、ともに学び、見守り、育つ、共育がより一層充実したものになったと考えられます。

もう1点、地域の活動を紹介させていただきます。

ことし3月末に、八名地域で食料品や生活用品を取り扱っていた店舗が、来店客数の減少により閉店しました。地域住民の交流の場でもあった店舗の閉店に危機感を覚えた私たちが、地域ににぎわいを取り戻したいという強い思いから、閉店後の店舗跡地で朝市を立ち上げました。朝市には、地域の農家さんの野菜や花、手づくりのパン、手芸品などが出品されます。朝市は、売ること、買うことが目的ではなく、地域住民の世代間の交流を図り、地域を活性化し、高齢者の生きがいをつくり出すという共育の取り組みにも通じています。将来的には、地域住民の集うこの場所で、住民の趣味などを生かすことができる、生きがいを持つ活動もできればと考えています。

ほんの一部ですが、八名地域の地域活動について、紹介させていただきました。

八名地域での共育の活動にかかわり、次のことについて、伺いたいと思います。

1点目。今、紹介した八名地区での取り組みは、現在、市が考えている共育の取り組みに合致しているものでしょうか。市の推進する共育の考え方を教えてください。

2点目。共育を推進している新城市は、八名地域の共育に関する地域活動をどのように受けとめられますか。

3点目。私たちは、今の取り組みをもっと地域に広げていき、自分たちの手で可能な限り続けていこうと思っておりますが、この考えをもっと強固なものにするために、市からの支援が必要になるときがあるかもしれません。そのときに、私たちの取り組みに対する市からの支援は何かありますか。

以上3点、よろしく願いいたします。

教育長／和田守功

共育の推進、ありがとうございます。まずもって、お礼を申し上げたいと思います。

学校からの報告を受けておりますけれども、八名地区で進めていただいております共育の取り組みというのは、市の共育の理念と合致するものであるというように思います。まさに新城市の先駆けであり、またモデルであります。一層の活動の充実、発展を期待いたしております。

御質問の新城市で進める共育の考え方ですけれども、共育の定義は、学校を拠点に、学校、家庭、地域の皆さんが一緒になって、新城の自然、人、歴史文化の三宝を生かし、ともに過ごし、ともに学び、ともに育つ活動を通して、感動、創造、貢献の喜びを共有し、自他の幸福と地域の元気を築く、少し長くなりましたけれども、これが定義でございます。地域の人間関係が希薄になったといわれる現代の日本において、共育活動を通して地域の方々が子どもたちと一緒に活動することで顔と名前のわかるネットワークを広げていくことは、地域の安全を守り、活力あるまちづくりにつながるものと考えます。

2問目の八名地区の共育地域活動についてですけれども、共育というのは、学校を拠点として地域に根差していくことが肝要だというように思います。地域の人々が地域の三宝を活用して活動することで、地域のよさを知り、愛着が生まれ、人のきずなが生まれ、結果として住みよい、元気なまちづくりにつながります。八名地区での活動は、それまで学校が主体となっていた共育活動を、地域が主体となって共育推進委員会を立ち上げて行うようになったことに意義があるというように思います。理想の共育、本物の共育に近づいていくものと受けとめております。

3点目ですが、八名地区では共育活動を自分たちの手で可能な限り続けていかれるとの御発言、とても心強く受けとめさせていただきました。市といたしましても、できる範囲での相談、協力、支援をさせていただきたいというように思います。

つまるところ、共育活動の理想は、八名地区の皆さんが目指しているように、地域の人々による地域のための地域活動、その意味において、地域自治区において具体的な活動について検討し、必要な予算化を図るようになると、一層地域の共育の輪が広がっていくものというように考えます。

なお、参考までに、他地域における共育を取り入れた地域活動の例といたしましては、地域が主体となつてということですが、鳳来地区の鳳来寺小学校区での子どもの放課後活動を支援する「ぶっぼ〜荘」という活動、それから千郷地区の英語教育ボランティア活動

を主として発足した、千郷共育会の活動がございます。

山本いづみ議員

ただいまの答弁に対して、再度質問させていただきます。

私たちは、今、休日開放でさまざまな講義を行っておりますが、講師の紹介などを市にお願いすれば、紹介はしていただけるでしょうか。

教育長／和田守功

休日開放の講座運営についての講師ということですか。

山本いづみ議員

はい。

教育長／和田守功

各小中学校において、それぞれの学区の三宝ということで、地域の自然、地域の人、地域の歴史文化というようなことで、その教材というか、宝を集積しております。このような講師が必要だということでありましたら、また学校教育課の担当指導主事のほうに問い合わせいただければ、それに沿った講師が見つかるかどうかはわかりませんが、各学校の共育活動を見て、あるいは各学校で地域先生ということで、多くの講師を招いておりますので、ふさわしい講師がありましたら紹介をしてみたいというようになっております。

山本いづみ議員

御丁寧な答弁をありがとうございました。

先月、孫が産まれました。孫を初め、八名で生まれ育つ子どもたちが、八名でいろいろな出会いをし、さまざまな経験ができるように、八名がより一層住みやすい地域になるように、ただいまの答弁を励みにし、今後も地域活動を進めていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長／中西宏彰

山本いづみ議員の質問が終わりました。

次に、8番目の質問者、森 智子議員。

森 智子議員

通告に従いまして、質問いたします。私のテーマは、「よりよい新城市になるために」です。

少子化、高齢化に伴い、人口減少が非常に切実な不安となっております。私は、13年前に豊橋から嫁ぎ、作手で夫とその両親と酪農を営んでいます。小学生と中学生の子どもと暮らしておりますが、周りは子どもがだんだん減り、地域の祭りや子どもの行事にも大きく支障をもたらしており、保護者や子どもの負担が大きくなっている現状です。子ども会、

P T Aの活動もだんだん縮小され、寂しさを感じています。都会とは違った田舎ならではの伝統や文化は作手のよさだと思うので、大切に受け継いで残していかなければならないと考えます。

そのような中、地域協議会で作手の課題や地域が元気になるように協議されていることを知りました。作手では、つくでっ子元気事業で、共育の日の人形劇での公演、作手こども園の駐車場整備等、さまざまところで自治区予算が使われており、今後も若い方や女性の意見を反映させてほしいと願っております。私もそうですが、若い方がもっと地域のことを考え、興味を持つようになれば、もっとよりよい新城市になると考えます。若い方は、まだまだ地域協議会の仕組みを知らない人がいるかもしれません。地域活動交付金も知らないかもしれません。若い方や女性を対象に勉強会や話し合う場など、交流を持てたら、いい刺激となり、発展するのではないかとの思いから、次の質問をします。

1、地域協議会の委員の女性の割合は、どれくらいでしょうか。

2、地域協議会では、委員以外の意見等を吸い上げるように何か行っていますか。

3、協議会だよりを発行して市民に周知していますが、各家庭に配付だけではなく、市民がよく目にするところ等、作手地区ではAコープに掲示するなど、地域協議会で決定したことを周知する方法をふやす考えはありますか。

以上、3点をお願いします。

市長／穂積亮次

地域協議会、地域自治区に目を向けていただいて、それを活用していただきながら、まちづくり、地域の活性化のために努力をされていることと受けとめました。ありがとうございます。

まず、順次、御質問にお答えいたします。

地域協議会の委員の女性の割合でありますけれども、平成 25 年度に地域自治区制度が始まって以来、延べにいたしますと、1,000 人を超える方が地域協議会委員として参加をし、さまざまな事業にかかわっていただきました。ご多忙の中にもかかわらず地域の課題解決に向けた話し合いの場として、地域協議会へ参加いただいたこととなります。

そこで、この地域協議会の女性委員の割合ですけれども、現在、市全体の地域協議会は 218 名おられますけれども、女性委員は 44 名で、20.2%という割合になっています。去年は 14.6%でしたので、割合としては徐々にふえてきているかなと思います。これは、地域自治区の予算を組み立てたり、地域計画を策定していくに当たり、できるだけ多くの方から意見を聞き、反映させていきたいという思いが、地域協議会の皆さんの中に自然にわき起こってきた結果であるというように思っています。

地域協議会の委員の構成については、協議会ごとで自主的に決めていただくことになっておりまして、女性委員の登用についての考え方は、それぞれの地域協議会ごとに異なりますけれども、当初、平成 25 年度の出発時点から考えますと、わずか5年の間ですけど、随分大きく変わったように私は実感しています。地域協議会の構成を決めるたびに、女性委員をふやそうという声が、男性の方から、あるいは年配者の方から、自然に強くなってきたように思います。そういうところから、例えば会議時間の配慮にもやっていると聞いています。

作手地区は、ちなみに 24 名の地域協議会の委員がおられますが、うち 8 名が女性委員で、33%となっているということで、市内の 10 自治区の中でも先を行っていると思います。これがさらにパーセンテージがふえていったときには、地域協議会のさまざまな考え方といいますか、意見も、より多様になってくるのではないかと思います。その意味では、女性委員により多く参加いただくための様々な制度の在り方について、工夫を凝らしていきたいと思っています。

2 番目の、地域協議会委員以外の意見をどのように吸い上げるかということでございますけれども、これについても、地域協議会ごとにさまざまあります。例えば地域協議会の中では、区長からの情報提供や地域要望を積極的に集約したり、子どもたちからの声を聞くために、学校に協力をお願いしてアンケートを実施している協議会があったり、あるいは気楽に話ができる場をつくるので、このごろはお茶を飲みながら話す会、ティーパーティーですけれども、茶話会を開催している協議会、あるいはアンケート調査をやっている協議会など、多様でございます。そうした、さまざまな意見から課題を引き出して優先順位を決定し、次の年度の自治区予算に反映をしていく。さらに、地域自治区予算を決定する際に、お住まいの地域全戸にその予算案を提示して、地域の方からの意見を聞く募集を行っています。

さらに、今年度から地域自治区の自治振興事務所長というのがおりますが、この自治振興事務所長も、行政職員から上がってきた方ではなくて、市民の中から所長を任用するという制度を、これまでも新城地区では先行的に始めておりましたけれども、今年度は鳳来、作手の自治振興事務所長を市民の中から選びまして、任用しているところです。

これは、地域協議会の目線が、より市民目線として、活動、意見が集約できるように、また市民と行政との間の橋渡しも、スムーズによりできるように、市職員も市民の方々からの指示を受けるといことになじみながら、より市民目線での仕事ができるようするというような意味合いもあります。ぜひ、作手の自治振興事務所長は女性の方でありますので、ぜひ気軽に御相談などをいただければと思います。

3 番目の周知の方法で、民間等を活用できないかということでございます。これは、それぞれの地域協議会の中で、いろいろな意味で工夫を凝らしていただいておりますけれども、例えば、例示として出た A コープ等につきましては、先方の考え方があると思いますので、もし積極的に受け入れていただくようであれば、そういったところに配布したり、掲示したりすることは十分に可能だと思います。これについては具体的なことで検討しなければいけないと思いますので、また御指摘をいただきたいと思ひますし、民間施設への掲示については、それぞれの民間施設の考え方と調整しながら、可能ならば積極的に我々はやっていきたいと思ひているところです。

以上です。

森 智子議員

ただいまの答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。

それぞれの地区で課題は違うと思ひますが、10 の地域自治区が設置されているということですが、ほかの地区の委員同士が意見交換など、交流する場があるといいなと思ひますが、特に女性が交流する場ですが、今後そのような場を設けることが可能かどうか、

質問したいと思います。

企画部理事／三浦 彰

地区の女性の方々が意見交換をする場というようなことでございます。

各自治区のいろいろな情報交換の場としましては、地域協議会の連絡会というのがございまして、正副会長で構成されて、今、それぞれの情報交換をしております。その中に、先ほど御質問をいただきました山本議員は八名の地域協議会の会長でして、そういった女性の方の参加も非常に多くいただいております。

そういった中で、こういった女性だけの意見交換の場というような御提案でしたので、その辺をしっかりと聞きまして、今後そういう場で、そういった女性の方々が、地域自治区をまたいで、あるいは全体でいろいろな議論ができるように、いい方法はないかということで一回御相談しながら、現実的にできるように、前向きに検討してまいりたいと考えております。

森 智子議員

御回答いただきまして、ありがとうございます。

日々の暮らしで困っていることがあるのに、どこに行ったらいいかわからない人などが多いと思いますので、地域協議会がもっと周知され、市民の皆さんが新城市のことを考えて、地域協議会を活用して、これからも住みやすくよりよい新城市になっていくことを望みます。私の今回の女性議会での質問を通じて、地域協議会の周知につながればうれしく思います。また、私も地域協議会に関心を持ち、積極的に参加していきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長／中西宏彰

森 智子議員の質問が終わりました。

以上で、通告者の質問が終わりました。

女性議会一般質問を終了します。

それでは、ここで下江新城市議会議長から、本日の講評をいただきたいと思います。

下江議長、よろしく願いいたします。

新城市議会議長／下江洋行

皆さん、本日の女性議会におきましては、8名の議員の皆様が積極的に参加してくださいまして、そしてまた入念な準備をされ、調査をされ、そして、この議場におきまして真摯な姿勢で質問くださいましたこと、また、皆様方の緊張感が伝わってまいりましたことに対しまして、非常に感銘を受けておりますし、皆さんにお礼を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。

皆様方がお住まいの地域で、さまざまな地域活動に参画されていらっしゃると思いますし、また、さまざまな場面で市政参加をされていると思います。

また、きょうはこうした議場におきまして、皆様方が常日ごろの生活の中から感じている課題であるとか、それに対する御提言などをいただいたことが、また、今後の本格的な市政参加の大きな第一歩になるのではないのかというように感じています。

本日は、障害をお持ちのお子様の子育てにかかわる話、それから女性の起業、コミュニティビジネスを含めた起業についての御意見、御提言、さらには小学校に通う、または中学校に通うお子様の学校生活におきます課題とか悩み、そして御提案、また御高齢の方、高齢化が進むこれからの重要な課題としての公共交通機関の在り方、また日本伝統文化の継承、和服、和装の大切さということ、さらには共育に関連する地域活動、そしてよりよい地域づくり、作手地区の方から地域協議会の在り方につきまして、さまざまな御指摘や御提言をいただきました。こうしたことは、必ず新城市の今後の市の施策にしっかりと反映されてまいると思いますし、また大変重要な御指摘であったというように思っております。

この一般質問 15 分という大変短い時間でありましたので、この 15 分の中で御回答いただきました答弁で、皆さんが納得できた部分もあるかと思っておりますし、また安心につながった答弁もあったと思っております。ただ、もう少しこういうことも指摘をしたかった、また、こんな提案もしたかったというようなことがあったかと思っております。そうしたことは、今後におきまして、さらに皆さんが課題として私どもの議会に投げかけていただいても当然結構でございますし、市の担当部署に質問したり、また御提案していただけることが、これからの市政運営に生きてくると思います。

この私どもの議会は、若者議会と意見交換をする場を設けております。これは、若者議会の政策提言を市議会の新年度の予算で審査をするのですけれども、その前に若者議会の政策につきまして、皆様方、若者議会委員の皆さんの政策に至る思いやそれから政策提言に至るプロセスやそうしたことも意見交換させていただきながら、さらにその理解を深めるような場を設けております。今後、女性議会の、それぞれ皆様方の関心のある分野、市議会は三つの分野、常任委員会に分かれております。そうした常任委員会単位で意見交換をするような場を持てたら、なおいいなあという風に今日は感じながら聞いておりました。

皆様方がきょうの女性議会の一般質問、そして、これまでに至る準備活動も含めまして、さらに市政のことを、市政の課題は大変多くありますし、また、きょう皆様方から質問していただきました分野以外の幅広い分野にわたります。他の分野にわたりましたも関心を持っていただきまして、また調べていただいたり、また御提案いただければ幸いです。皆様方のこれからの地域での御活躍、そして皆様方の引き続きの市政への御協力、市議会への活動に対する御指導、御助言をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日は大変お疲れさまでした。

議長／中西宏彰

ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 29 年度新城市女性議会を閉会いたします。

皆様、大変御苦労さまでございました。

そして、ありがとうございました。

午後 3 時閉会